平成２３年（フ）第２９８号
愛知県春日井市中央通２丁目１番地３
債務者　織田このみ
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０８号
愛知県春日井市上条町２丁目15番地　エクステンション横江ビル201号
債務者　新谷　唱子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１８号
愛知県尾張旭市井田町３丁目103番地　シャトレ愛松三郷304号
債務者　樋口　　光
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１９号
名古屋市名東区亀の井１丁目160番地　コーポ内藤103号
債務者　坂野　梨沙
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５５号
名古屋市東区百人町105番地　明治第一ビル105号
債務者　大植　京子（旧姓播磨）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９６号
名古屋市中区大須１丁目32番32号　パリーマンション３Ｂ号
債務者　伊良波勝明
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５５号
名古屋市中村区元中村町２丁目38番地
債務者　浪花　完榮
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７号
愛知県岡崎市六名東町８番地12　コーポ高村104、従前の住所愛知県豊田市京ケ峰１丁目24番地２　雇用促進住宅サンコーポラス京ケ峰１―905号
債務者　山本　　翼
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
栃木県佐野市吉水駅前２丁目13番地４　カネコアパート３号
債務者　加藤　留美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１７号
栃木県足利市鹿島町441番地　みやま荘102
債務者　菅原　勇平（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１８号
栃木県佐野市浅沼町157番地　小暮アパート南側２号、前住所栃木県佐野市植下町4002番地７　吹井アパート
債務者　岡本　奈々
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１９号
栃木県佐野市下羽田町1113番地５
債務者　小倉　一夫
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第７２号
愛知県安城市美園町薮田55番地　県営依佐美住宅Ｆ―101
債務者　原田　宏之
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
静岡県富士市蓼原77番地の１　アイディコート富士502号、前住所静岡県富士市石坂85番地の25
債務者　宮本　照博
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第７７号
川崎市中原区上小田中２丁目36番１号　Ｖｉｌｌａ　ＭＵＳＥ―305
債務者　加藤　美紀
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
川崎市多摩区登戸新町327番地　ウィンベルリーク101、前住所川崎市多摩区登戸2645番地　早川荘５
債務者　早村　　勝
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係